

○ 京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準

昭和59年10月4日

告示第166号

京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づく包装基準

京都市消費生活条例第17条第1項の規定に基づき、包装基準を次のとおり定める。

1 適用範囲

この基準は、宝石類、貴金属類並びに極めて高価な美術工芸品及びこれに準ずるものを除くすべての商品の包装(消費者が直接手にしたときの包装をいい、容器を用いる包装を含む。以下同じ。)に適用する。

2 適正な包装の基準

事業者が守るべき適正な包装の基準は、次のとおりとする。

- (1) 必要以上の過大な包装(以下「過大包装」という。)でないこと。
- (2) 消費者に危害を及ぼすことのない安全な包装であること。
- (3) 省資源及び廃棄物処理の観点から見て適切な包装であること。
- (4) その他消費者の適正な商品選択を妨げない包装であること。

3 過大包装

- (1) 2(1)の過大包装とは、次のいずれかに該当する包装とする。ただし、商品群の特性等により次のいずれかに該当することについてやむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

ア 空間容積(包装容積から内容品体積を控除した容積をいう。)が包装容積の20パーセント以上であるもの

イ 包装経費(商品の販売価格から内容品の販売価格を控除した額をいう。)が内容品の販売価格の15パーセント以上であるもの

ウ 「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」、「十二単衣」等の方法により内容品を実質以上に見せかけているもの

エ 二次使用機能(内容品の保護、内容品の品質の保全等の一次的機能を果たした後の使用機能をいう。)を偽装したもの

オ 商品の詰め合わせ、抱き合わせ等により空間容積又は包装経費が必要以上であるもの

- (2) (1)アの包装容積及び内容品体積の算出方法は、別表第1のとおりとする。
- (3) (1)ウの「あげぞこ」、「がくぶち」、「めがね」、「あんこ」、「えんとつ」及び「十二単衣」の意義は、別表第2のとおりとする。

4 実施時期

この基準は、昭和60年3月1日から実施する。

附 則(平成17年9月30日告示第327号)

改正後の基準は、平成17年10月1日から施行する。

別表第1

区分	算出方法
包装容積	1 直方体の包装については、その実質の容積を算出する。 2 外箱及び内箱から成る直方体の包装については、内箱の縦及び横の長さ並びに高さを測定して容積を算出する。ただし、内箱の高さを超えて内容品が収納されているときは、その収納された状態において最も高い内容品の部分の高さを内箱の高さとみなして算出する。 3 1及び2により難い包装については、その形状等を考慮して容積を算出する。
内容品体積	1 直方体の内容品については、その実質の体積を算出する。 2 円すい形、円筒形等の内容品については、当該内容品を収納することができる最小の直方体の体積を当該内容品の体積とみなして算出する。 3 1及び2により難い内容品については、その形状等を考慮して体積を算出する。

別表第2

区分	意義
あげぞこ	外見から容易に判明しないような方法で包装の底を上げ、又は底を上げるのと同様のことをすること。
がくぶち	包装に額縁状の広い幅の縁取りをすること。
めがね	包装に切り抜きをして、中が見える部分にのみ内容品を入れること。
あんこ	包装の底又は個々の内容品の間に紙片、木毛セロハン等を詰めること。
えんとつ	包装の中に空洞を作ること。
十二単衣	幾重にも包装を重ねること。